



議会基本条例ってなに？



- 📖 条文の説明、ポイント
- 📊 市議会の現状、実績

～市議会の現状や取り組みとともに解説します～

第1条 条例の目的

👉立川市議会とその議員がそれぞれ担うべき役割を明らかにして、議会と議員の活動に関する基本的な事項を条例として定めることで、市民福祉の向上に寄与することを目的としています。

第4条 議会の公開及び説明責任

👉本会議や委員会といった地方自治法に基づいた会議を原則として公開することを定めています。また、議会の活動に関する情報の公開を徹底し、さらに市民に対して説明責任を果たすことを定めています。

- 本会議、委員会は原則公開しており、傍聴できます。また、ホームページではさまざまな議会活動を公開し、会議録はインターネット上でも検索、閲覧できます。

第6条 公聴会制度及び参考人制度の活用

👉専門家や関係者に、参考人として本会議や委員会に出席して意見を述べてもらい、専門的・政策的な識見を議会での討議に反映させていくよう努めていくことを定めています。

- 参考人制度は平成29年に新清掃工場建設における入札及び契約について2名招致しましたが、公聴会については実績がありません。

第7条 請願、陳情における提案者の意見聴取

👉請願及び陳情を市民による政策提案として位置づけ、議会の審議において誠実かつ適切に審査すること、また、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めることを定めています。

- 請願・陳情者が希望すれば、委員会の休憩中に趣旨説明を行う機会を設けています。

第11条 文書質問

👉常に議会が市長等の行政執行を監視するため、議会会期中を除く期間に、緊急的に回答を求める場合、議員が市長等に対して文書による質問を行うことができます。

- 議会基本条例施行後、年間1～2件の頻度で活用されており、内容はホームページに掲載されています。

第2条 議会の活動原則

👉議会の活動原則として、5つの原則を明らかにしています。

- ①市民に対して説明責任を果たすこと
 - ②多様な市民意見を把握し、議会として積極的に政策形成を行うこと
 - ③適切に行政運営が行われているか監視、評価すること
 - ④議員間討議を通じて、論点を明らかにして合意形成に努めること
 - ⑤公正透明な議会運営に努め、議会改革に継続して取り組むこと
- 昨年は市民との意見交換会でいただいた意見について、所管の常任委員会で協議しました。



傍聴席から見た議場

第8条 市民との情報及び意見交換

👉議会が市民に対する説明責任を果たす機会や、議会と市民が意見交換する機会を多様に設けることを規定しています。

- 議会基本条例施行後は、市民との意見交換会を毎年1回以上実施しています。



令和2年2月に行った市民との意見交換会

第12条 質疑応答の形式

👉市政における論点および争点を明確にするために、質問等を一括して行う方法のみならず、答弁者との対面による一問一答の方式も行うことができます。また、論点を明確化し議論を深めるために、答弁者に対して反問を認めています。

- 反問権については今まで実績がなかったため、議会改革特別委員会で運用方法を整理し、第3回定例会から試行していきます。

条例改正案は5面下表参照

第3条 議員の活動原則

👉議員の活動原則として、4つの原則を明らかにしています。

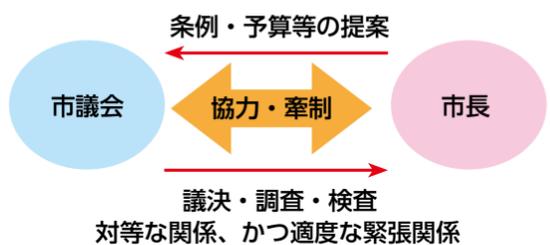
- ①行政課題や市民意見を把握し、政策提案を行うこと
 - ②自らの資質向上に努めること
 - ③議員相互の自由な討議を尊重すること
 - ④市民全体の福祉向上を目指して活動すること
- 各会派や議員が、議員研修への参加や行政視察の実施など、積極的に自己の資質を高めるよう努めています。

第5条 広報の充実

👉より多くの市民に議会の内容を知っていただけるよう、具体的な手段として広報誌の発行やインターネットの利用を掲げ、これらのより一層の充実を図るほか、必要に応じて多様な方法を用いていくことを求めています。

- 議会だよりを年4回発行し、全戸配布
- ホームページ上でライブ中継、録画配信
- ツイッター（会議の開催及び進行状況等発信）

第9条 議会と市長等との関係



👉議会は、市政の監視や評価にとどまらず、議会の政策立案機能を高め、条例の提案や改正、市長等の提出した議案の修正、決議などの多様な方法を通じて、市長に対して議会が積極的に政策提案を行っていくことを求めています。

第10条 重要な政策案に対する説明の要求

第13条 議決事件の拡大

第14条 議長及び副議長

第15条 委員会の適切な運営

